

## 4 福祉的就労について

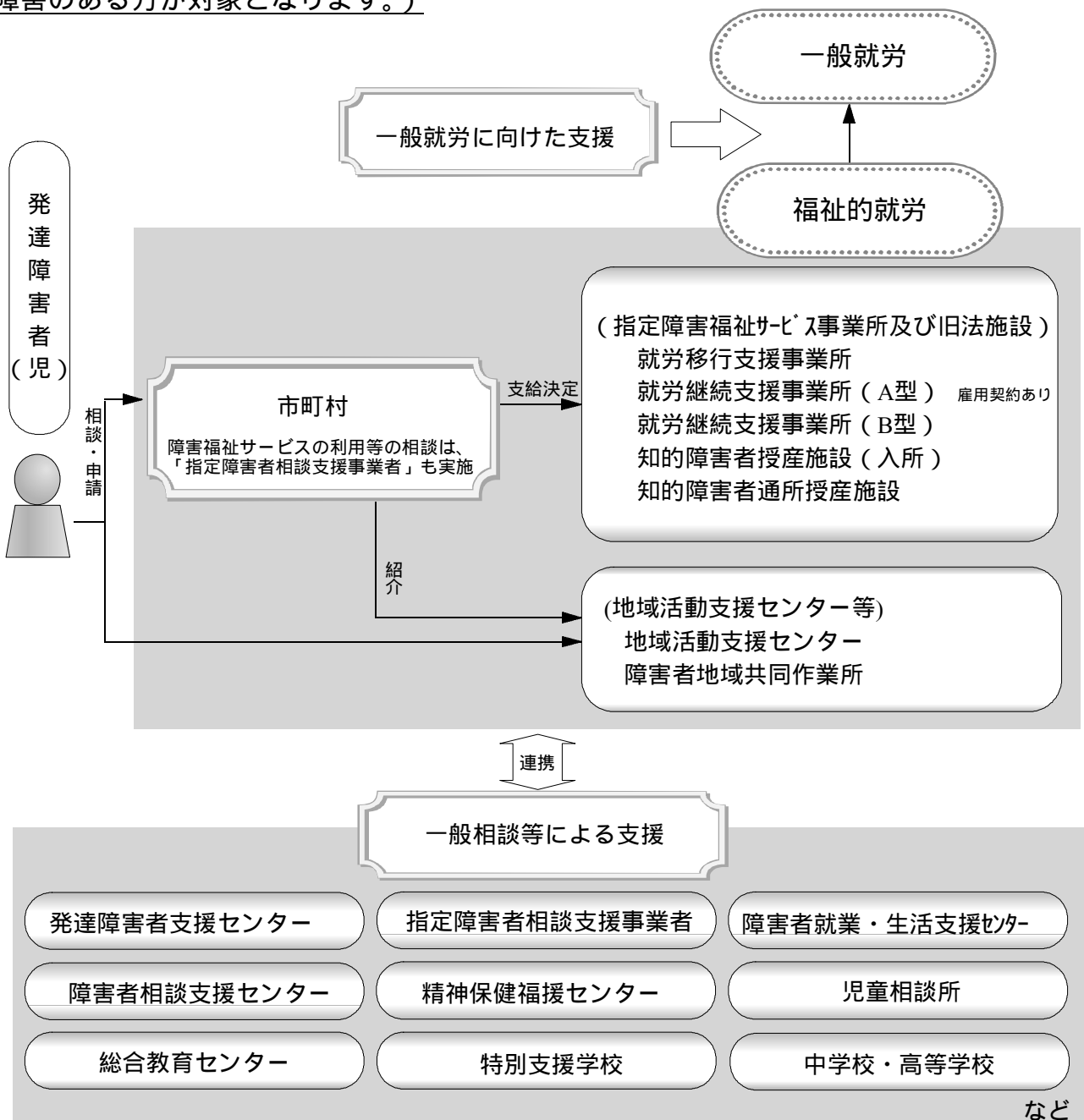
### 4-1 福祉的就労までの流れ

#### 4-1-1 福祉的就労までの流れ（全体的な流れ）

発達障害者（児）が福祉的就労（障害福祉サービスの利用等）をする際には、下の図のような流れとなります。

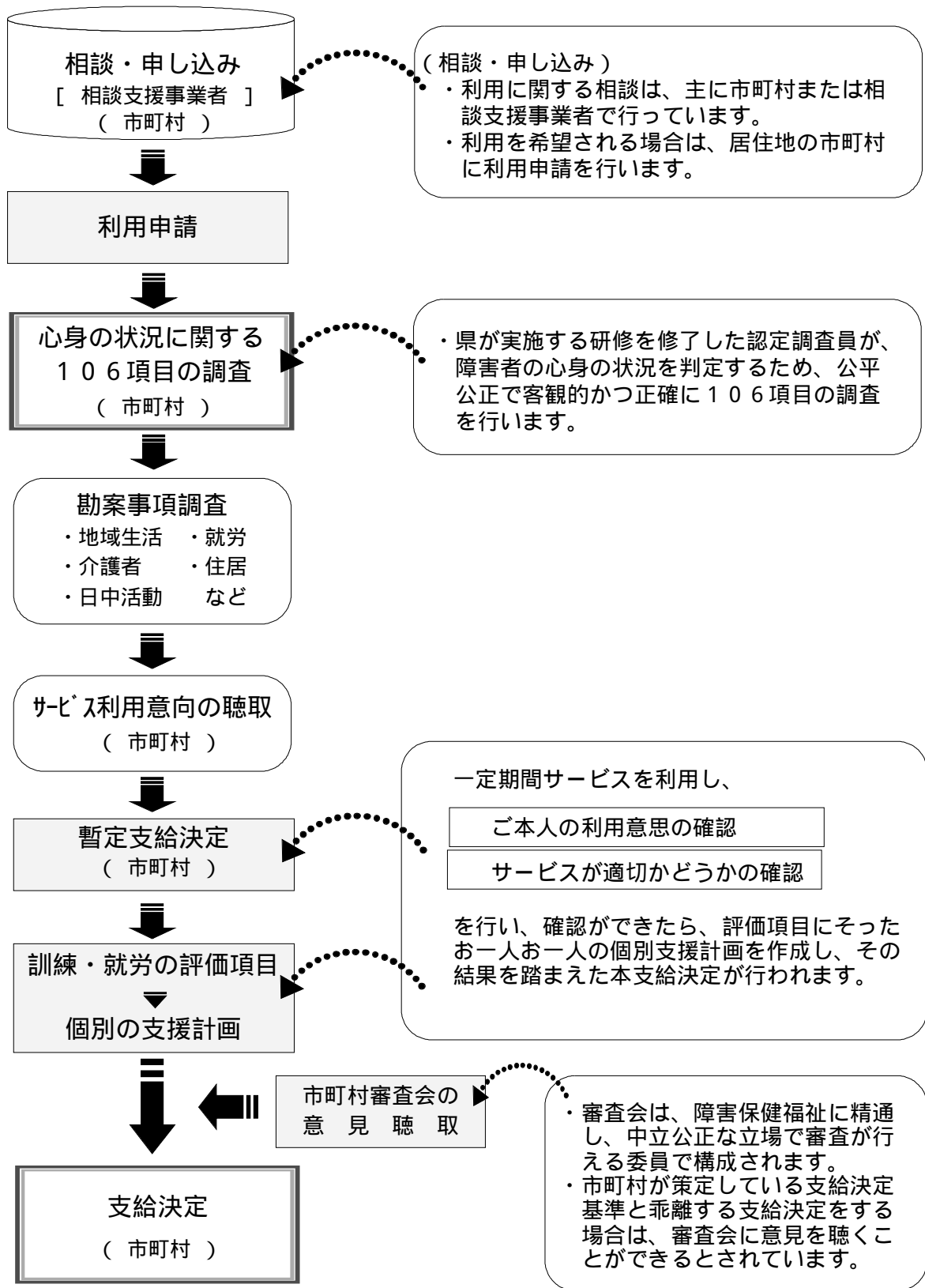
最終的には、働く意欲と能力のある方が、一般就労により企業等で働けることを目指し各関係機関が必要に応じて連携し、支援を実施しています。（支援内容については、「3 一般就労について」参照）

なお、「指定障害福祉サービス事業所及び旧法施設」における障害福祉サービスの利用は、各市町村から支給決定を受ける必要があります。（概ね、障害者手帳取得程度の障害のある方が対象となります。）



#### 4-1-2 福祉的就労までの流れ（指定障害福祉サービス事業所の利用について）

指定障害福祉サービス事業所の利用については、次のような流れとなります。



（注）概ね、障害者手帳取得程度の障害のある方が対象となります。

## 4 - 2 福祉的就労の分類

障害者自立支援法が施行に伴い、一般就労へ移行することを目的とした事業（「就労移行支援事業」、「就労継続支援事業（A型）」、「就労継続支援事業（B型）」）が創設され、働く意欲と能力のある方が企業等で働けるよう、雇用施策との連携が図られています。

なお、従来からある「知的障害者授産施設（入所）」、「知的障害者通所授産施設」などの旧体系施設は、平成23年度末までに「就労移行支援事業」、「就労継続支援事業（A型）」、「就労継続支援事業（B型）」などの新体系のサービス事業所に段階的に移行します。

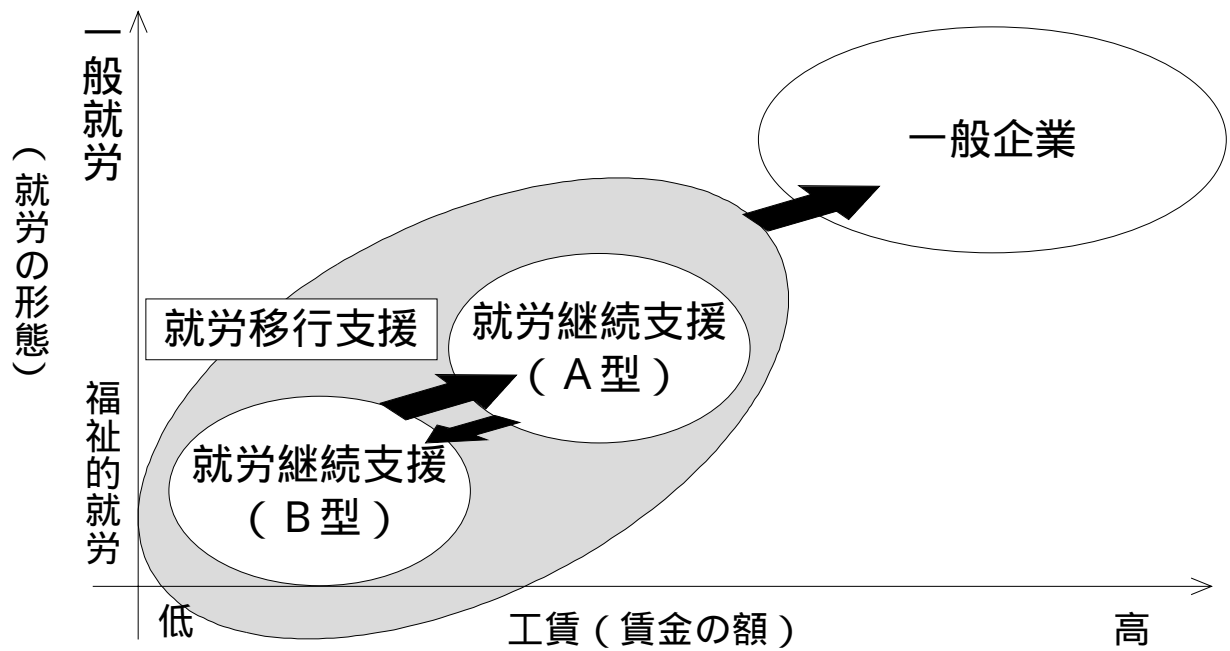
また、障害者が地域において創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を図るために「地域活動支援センター」が創設されています。

	内 容	相談窓口 支援機関
指定障害福祉サービス事業所及び旧法施設	就労移行支援事業所（新体系） 一般就労等への移行に向けて、就労移行支援事業所内での作業や、企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。（利用期間：2年以内）	市町村 就労移行支援事業所 指定障害者相談支援事業所 等
	就労継続支援事業所（A型）（新体系） 雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に向けて必要な知識・能力が高まった方に対して一般就労への移行に向けた支援を行います。	市町村 就労継続支援事業所（A型） 指定障害者相談支援事業所 等
	就労継続支援事業所（B型）（新体系） 就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対しては、移行に向けた支援を行います。	市町村 就労継続支援事業所（B型） 指定障害者相談支援事業所 等
	知的障害者授産施設（入所）・知的障害者通所授産施設（旧体系） 知的障害者で雇用されることが困難な方に対し、自活に必要な訓練を行うとともに、授産作業等を通じ自立できるよう支援を行います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">平成23年度末までの間に就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などの新体系へ移行</div>	市町村 知的障害者授産施設（入所） 知的障害者通所授産施設 指定障害者相談支援事業所 等
地域活動支援センター等	地域活動支援センター 地域の実情に応じ、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を支援します。	市町村 地域活動授産センター 指定障害者相談支援事業所 等
	障害者地域共同作業所 障害者の自主的かつ地域に根ざした取り組みとして、生産活動などの創意工夫を凝らした活動を展開しています。	市町村 障害者地域共同作業所 指定障害者相談支援事業所 等

表 福祉的就労の分類

（注）「指定障害福祉サービス事業所及び旧法施設」における障害福祉サービスの利用は、各市町村から支給決定を受ける必要があります。（概ね、障害者手帳取得程度の障害のある方が対象となります。）

## 障害者の就労支援と各事業の関係



### 4-3 一般相談について

一般相談については、「3-3 一般相談について」と同様となります。